

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (省略)</p> <p>第3章 財産の評価 (省略)</p> <p>第4章 申告及び納付 (省略)</p> <p>第5章 更正及び決定</p> <p><u>第36条</u>(<u>相続税についての更正、決定等の期間制限の特則</u>)関係</p> <p><u>36-1</u> <u>法第36条の規定の適用がある場合</u></p> <p>第6章 延納及び物納 (省略)</p> <p>第7章 雑則 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (同左)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (同左)</p> <p>第3章 財産の評価 (同左)</p> <p>第4章 申告及び納付 (同左)</p> <p>第5章 更正及び決定 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 延納及び物納 (同左)</p> <p>第7章 雑則 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p>(農地等の贈与による財産取得の時期)</p> <p>1の3・1の4共-10 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))本文の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下1の3・1の4共-10においてこれらを「農地等」という。)の贈与又は同項第6号の規定による届出をしてする農地等の贈与に係る取得の時期は、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日後に贈与があったと認められる場合を除き、1の3・1の4共-8及び1の3・1の4共-9にかかわらず、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>(相続財産法人からの財産分与の時期等)</p> <p>4-1 民法第958条の2第1項((特別縁故者に対する相続財産の分与))の規定による相続財産の分与については、次のような段階を経て行われるので、相続開始後相当の期間(最短9か月)を経て行われることに留意する。</p> <p>(1) 民法第952条((相続財産の清算人の選任))の規定による相続財産の清算人の選任並びに当該選任をした旨及び相続人があるならばその権利を主張すべき旨の公告</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 民法第958条の2の規定による特別縁故者の財産分与の請求</p> <p>. . .</p> <p>(相続財産法人から財産の分与を受ける者)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">第1節 通則</p> <p>第1条の3((相続税の納税義務者))及び第1条の4((贈与税の納税義務者))共通関係</p> <p>(農地等の贈与による財産取得の時期)</p> <p>1の3・1の4共-10 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))本文の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地(以下1の3・1の4共-10においてこれらを「農地等」という。)の贈与又は同項第7号の規定による届出をしてする農地等の贈与に係る取得の時期は、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日後に贈与があったと認められる場合を除き、1の3・1の4共-8及び1の3・1の4共-9にかかわらず、当該許可があった日又は当該届出の効力が生じた日によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合</p> <p>第4条((遺贈により取得したものとみなす場合))関係</p> <p>(相続財産法人からの財産分与の時期等)</p> <p>4-1 民法第958条の3第1項((特別縁故者に対する相続財産の分与))の規定による相続財産の分与については、次のような段階を経て行われるので、相続開始後相当の期間(最短13か月)を経て行われることに留意する。</p> <p>(1) 民法第952条((相続財産の管理人の選任))の規定による相続財産の管理人の選任及び公告</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) 民法第958条((相続人の搜索の公告))の規定による相続人があるならばその権利を主張すべき旨の公告</p> <p>(4) 民法第958条の3の規定による特別縁故者の財産分与の請求</p> <p>. . .</p> <p>(相続財産法人から財産の分与を受ける者)</p>

改正後	改正前
<p>4-2 民法第958条の2第1項の規定による相続財産の分与は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった個人のほか、特別の縁故があった人格のない社団若しくは財団で代表者等の定めがあるもの又は法人（以下4-2において「社団等」という。）に対してもされるが、社団等に対して財産の分与が行われた場合には、当該社団等について法第66条第1項又は第4項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(相続財産法人から与えられた分与額等)</p> <p>4-3 民法第958条の2の規定により相続財産の分与を受けた者が、当該相続財産に係る被相続人の葬式費用又は当該被相続人の療養看護のための入院費用等の金額で相続開始の際にまだ支払われていなかったものを支払った場合において、これらの金額を相続財産から別に受けていないとき又は同法第1050条の規定による支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した特別寄与者が、現実に当該被相続人の葬式費用を負担した場合には、分与を受けた金額又は特別寄与料の額からこれらの費用の金額を控除した価額をもって、当該分与された価額又は特別寄与料の額として取り扱う。</p> <p>(分与財産等に加算する贈与財産)</p> <p>4-4 民法第958条の2の規定により相続財産の分与を受けた者又は同法第1050条の規定による支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した特別寄与者が当該相続に係る被相続人の相続の開始前3年以内に、被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、法第19条の規定の適用があることに留意する。</p>	<p>4-2 民法第958条の3第1項の規定による相続財産の分与は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった個人のほか、特別の縁故があった人格のない社団若しくは財団で代表者等の定めがあるもの又は法人（以下4-2において「社団等」という。）に対してもされるが、社団等に対して財産の分与が行われた場合には、当該社団等について法第66条第1項又は第4項の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(相続財産法人から与えられた分与額等)</p> <p>4-3 民法第958条の3の規定により相続財産の分与を受けた者が、当該相続財産に係る被相続人の葬式費用又は当該被相続人の療養看護のための入院費用等の金額で相続開始の際にまだ支払われていなかったものを支払った場合において、これらの金額を相続財産から別に受けていないとき又は同法第1050条の規定による支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した特別寄与者が、現実に当該被相続人の葬式費用を負担した場合には、分与を受けた金額又は特別寄与料の額からこれらの費用の金額を控除した価額をもって、当該分与された価額又は特別寄与料の額として取り扱う。</p> <p>(分与財産等に加算する贈与財産)</p> <p>4-4 民法第958条の3の規定により相続財産の分与を受けた者又は同法第1050条の規定による支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した特別寄与者が当該相続に係る被相続人の相続の開始前3年以内に、被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、法第19条の規定の適用があることに留意する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第2章 課税価格、税率及び控除</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 相続税</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 課税価格、税率及び控除</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1節 相続税</b></p>
<p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額)関係</p> <p>(「課せられた贈与税」の意義)</p> <p>19-6 法第19条に規定する「課せられた贈与税」には、相続開始前3年以内の贈与財産に対して課されるべき贈与税(法第37条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなつた贈与税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</p>	<p>第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額)関係</p> <p>(「課せられた贈与税」の意義)</p> <p>19-6 法第19条に規定する「課せられた贈与税」には、相続開始前3年以内の贈与財産に対して課されるべき贈与税(法第36条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなつた贈与税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 相続時精算課税</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 相続時精算課税</b></p>

改正後	改正前
<p>第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額)関係)</p> <p>(「課せられた贈与税」の意義)</p> <p>21の15-3 法第21条の15第3項に規定する「課せられた贈与税」には、相続時精算課税の適用を受ける贈与財産に対して課されるべき贈与税(法第37条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなった贈与税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 更正及び決定</p> <p>第36条((相続税についての更正、決定等の期間制限の特則)関係)</p> <p><u>(法第36条の規定の適用がある場合)</u></p> <p>36-1 法第36条の規定は、同条の更正の請求が、同条に規定する他の者について通則法第70条第1項の規定により通則法第58条第1項第1号イに規定する更正決定等(以下36-1において「更正決定等」という。)をすることができないこととなる日前6月以内にされた場合に限り適用されることから、当該請求のされた日が、当該他の者に係る相続税の通則法第70条第1項第1号に規定する法定申告期限(還付請求申告書の提出があった場合は当該提出があった日)から5年を経過した日以後であるときは、当該他の者の相続税に係る更正決定等については、法第36条の規定の適用がないことに留意する。</p> <p><u>(注)1 法第36条の規定の適用がある場合において、同条の更正の請求に係る更正に伴い当該他の者に係る相続税の課税価格又は相続税額に異動を生ずるときは、当該他の者は、同条の期限後申告書又は修正申告書を提出することができることに留意する。</u></p> <p><u>2 法第36条の規定は、令和5年4月1日以後に当該他の者に係る法第27条の規定による申告書の提出期限が到来する相続税(還付請求申告書の提出があった場合には、令和5年4月1日以後に提出された当該還付請求申告書に係る相続税)について適用があることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>第66条の2((特定の一般社団法人等に対する課税)関係)</p>	<p>第21条の15((相続時精算課税に係る相続税額)関係)</p> <p>(「課せられた贈与税」の意義)</p> <p>21の15-3 法第21条の15第3項に規定する「課せられた贈与税」には、相続時精算課税の適用を受ける贈与財産に対して課されるべき贈与税(法第36条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなった贈与税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">第5章 更正及び決定</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>第66条の2((特定の一般社団法人等に対する課税)関係)</p>

改正後	改正前
<p>(「課された贈与税及び相続税」の意義)</p> <p>66の2-5 法第66条の2第3項に規定する「課された贈与税及び相続税」には、特定一般社団法人等が贈与及び遺贈により取得した財産に対して法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課されるべき贈与税及び相続税(更正又は決定をすることができなくなった贈与税及び相続税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税及び相続税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</p>	<p>(「課された贈与税及び相続税」の意義)</p> <p>66の2-5 法第66条の2第3項に規定する「課された贈与税及び相続税」には、特定一般社団法人等が贈与及び遺贈により取得した財産に対して法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課されるべき贈与税及び相続税(法第36条第1項及び第2項の規定による更正又は決定をすることができなくなった贈与税及び相続税を除く。)も含まれるものとして取り扱うものとする。この場合において、当該贈与税及び相続税については、速やかに課税手続をとることに留意する。</p>